

令和5年 2月 13日

P T A 会員の皆様へ

茨木市立西陵中学校
PTA 会長 水野 洋子

令和4年度末 P T A 総会(書面決議)のご案内

立春を迎えましたが、寒い毎日が続いております。会員の皆様には、益々御健勝こととお慶び申し上げます。日頃は PTA 活動にご理解・ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度末の PTA 総会を書面総会として開催いたします。規約には書面決議の規定がないため、下記の議決権行使書の提出をもって出席とみなします。その上で、通常の総会同様、会員数の3分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席会員の過半数の賛成をもって可決とします。学校 HP「PTA より」に掲載の総会資料をご一読いただき、2月22日(水)までに議決権行使書を担任の先生までご提出くださいますようお願いいたします。皆様ご協力をお願いいたします。

なお、印刷した資料が必要な方は、2月17日(金)までに担任の先生へお申し出ください。

《 審議内容 》

第1号議案	PTA 規則細則(指名委員会)第7条改正の承認
第2号議案	PTA 規則細則(指名委員会)第8条追記の承認
第3号議案	PTA 規則細則(指名委員会)第9条改正の承認
第4号議案	令和5年度役員及び会計監査承認

《 報告事項 》

1. 令和4年度 P T A 活動中間報告
2. 令和4年度 P T A 会計中間報告

学校HP>PTAより



☆ 下記議決権行使書を切り離して記入のうえ提出ください。

(兄弟・姉妹のおられる場合は、上の学年でのご提出をお願いいたします。)

☆ PTA 規約・細則等は、「西陵 NAVI」または学校 HP をご覧ください。

(最新版は学校 HP に掲載しています。ご希望の方へは書面でお渡しいたします。)

締切：2月22日(水)

議決権行使書

令和5年 2月 日

令和4年度末西陵中学校 PTA 総会の各議案につき、下記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。なお、賛否の表示をせず議決権行使書を提出した場合は、賛成として取り扱われることに異議はありません。

西陵中学校 PTA 会長様

記

議 案	議案に対する賛否
第1号議案 PTA 規則細則(指名委員会)第7条改正の承認	賛 ・ 否
第2号議案 PTA 規則細則(指名委員会)第8条追記の承認	賛 ・ 否
第3号議案 PTA 規則細則(指名委員会)第9条改正の承認	賛 ・ 否
第4号議案令和5年度役員及び会計監査承認	賛 ・ 否

以上

学年 組 生徒氏名

会員氏名 会員氏名

※ 在籍生徒が複数人の場合は、一家庭一枚をご提出下さい。